

**「日本音楽財団・全国公立文化施設協会共同事業  
ストラディヴァリウス・コンサート」  
公演実施施設公募要項**

公益財団法人日本音楽財団と公益社団法人全国公立文化施設協会は、以下のとおり「日本音楽財団・全国公立文化施設協会共同事業 ストラディヴァリウス・コンサート」令和6年度公演実施施設を公募いたします。

## 1 目的

当事業は、日本国内における音楽文化の振興と普及に寄与することを目的として、実施します。

## 2 内容

- (1) 採択団体には、応募時に申請した公演実施施設において、公益財団法人日本音楽財団が保有する名器（ストラディヴァリウスもしくはグアルネリ・デル・ジェス）の被貸与者出演による公演を、公益財団法人日本音楽財団、公益社団法人全国公立文化施設協会、採択団体の3者の共同主催公演として開催していただきます。
- (2) 出演者及び公演日程は、採択団体及び公演実施施設の事情やご希望を参考にし、公益財団法人日本音楽財団及び公益社団法人全国公立文化施設協会と合意の上で決定いたします。
- (3) 出演者及び伴奏者の出演料は、公益財団法人日本音楽財団が負担いたします。その他、負担区分については、別紙1をご参照ください。
- (4) チケット収入が採択団体の負担する経費額を上回った場合、その利益は、地域に在住する音楽家による地元へのアウトリーチ活動などの公益目的事業へ還元される活動へ、公益財団法人日本音楽財団及び公益社団法人全国公立文化施設協会と合意の上でご使用いただきます。また、チケット収入が採択団体の負担する経費額を下回った場合、その差額は採択団体にご負担いただきます。
- (5) 採択団体とは、公演実施のため、別紙2 契約書を締結いたします。
- (6) 採択後、止むを得ない事情により、公演日程を変更する場合があります。
- (7) 契約書内容、公演タイトルについては、公益財団法人日本音楽財団及び公益社団法人全国公立文化施設協会と採択団体との話し合いにより、変更する場合があります。

### 3 応募資格

応募可能な方は、法人格を持つ団体であり、かつ以下の各項目のすべてに該当する施設の所有者もしくは管理者で、公演実施後に地元への還元事業を実施できる能力を有する方とします。

- (1) 日本国内に立地し、弦楽器のリサイタル公演実施が可能な公立文化施設であること。
- (2) 公演の実施に必要なスタッフや伴奏用ピアノの手配等が可能であること。
- (3) 令和6年9月18日(水)～9月25日(水)の期間に、リサイタル公演実施が可能な日程を有していること。
- (4) 施設が立地する地域の文化振興に、常日頃より努力していること。

### 4 応募に関して提出する書類及び提出期限

#### (1) 提出書類

- ・下記①～⑥の書類をそれぞれPDF化して指定のファイル名としたものを、データでご提出ください。
- ・様式を指定していない項目については、必ずA4用紙縦使いで作成してください。
- ・データ提出にあたっては、メールに直接添付はせず、必ずオンラインストレージサービス（firestorage やギガファイル便など）を使用してご提出ください。

#### ① 応募申込書（様式1）

ファイル名：(団体名) 応募申込書.pdf

#### ② 応募団体の概要、公演を実施する施設及びホールの概要について（様式2）

ファイル名：(団体名) 団体及び施設概要.pdf

#### ③ 公演当日の運営体制について（様式指定なし）

ファイル名：(団体名) 運営体制.pdf

#### ④ 公演実施後に行う地域への還元事業の提案について（様式指定なし）

A4用紙5枚以内としてください。

ファイル名：(団体名) 還元事業提案.pdf

#### ⑤ 応募団体の定款（様式指定なし／応募団体が地方自治体の場合は提出不要）

ファイル名：(団体名) 定款.pdf

#### ⑥ 補足資料（様式指定なし）

上記のうち①～③で補足資料がある場合はこちらに記入し提出してください。

ファイル名：(団体名) 補足資料.pdf

#### (2) 応募締切

令和5年7月10日(月) 正午(必着)

### (3) 応募方法

上記必要書類を、下記応募先へメールでお送りください。なお、令和5年7月11日（火）正午までに応募書類到着の連絡がない場合には、同日17:00までに必ずご連絡ください。

応募先メールアドレス：[nmf\\_concert@zenkoubun.jp](mailto:nmf_concert@zenkoubun.jp)

## 5 審査について

### (1) 審査基準

下記の各項目を主な審査基準とし、公益財団法人日本音楽財団及び公益社団法人全国公立文化施設協会が共同して審査を行います。

- ① 公演実施施設は、リサイタル公演を実施できる環境を有しているか。
- ② 日頃から、地域の文化振興に対し、どのような姿勢で臨んでいるか。
- ③ 公演実施後に行われる地元への還元活動が、適切に実施できるか。

### (2) 審査の方法

公益財団法人日本音楽財団及び公益社団法人全国公立文化施設協会にて、厳正な審査を実施します。なお、審査内容は公表いたしません。

### (3) 審査結果の発表

採択団体は、令和5年7月21日（金）までに発表させていただきます。なお、応募いただいた方には採択、不採択にかかわらず審査結果をご連絡します。

## 6 (参考) 令和5年度公演について

- ・日時：令和5年9月9日（土）14:00 開演
- ・施設名・ホール名：滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール小ホール
- ・出演者：Vn. ヴェロニカ・エーベルレ/Pf. 山田武彦
- ・使用楽器：ストラディヴァリウス 1700年製ヴァイオリン「ドラゴネッティ」
- ・入場料金：一般3,850円/青少年（24歳以下）1,650円

## 7 問い合わせ・応募先

公益社団法人全国公立文化協会

日本音楽財団・全国公立文化施設協会共同事業担当

E-mail：[nmf\\_concert@zenkoubun.jp](mailto:nmf_concert@zenkoubun.jp)

TEL：03-5565-3030（土日祝を除く10:00～17:00）

## 別紙 1 (負担区分)

業務・経費内容	業務	経費	備考
出演者の旅費（滞在費、食費含）	甲	甲	
出演者への謝金	甲	甲	
出演者への旅行保険の付保	甲	甲	
楽器保険の付保	甲	甲	
日本音楽著作権協会への申請と使用料	丙	甲	
事業チラシの制作	乙	丙	A 4 両面
乙担当職員の旅費（滞在費、日当含）	乙	丙	
公演チラシ・プログラム冊子制作	丙	丙	曲目解説費用を含む
広報	乙/丙	丙	
入場券作成・販売	丙	丙	
ホール手配	丙	丙	
ホール付帯設備（ピアノ含む）	丙	丙	
ピアノ調律	丙	甲	
譜めくり	丙	甲	
舞台（舞台監督含む）、音響、照明	丙	丙	
ホール案内	丙	丙	
プログラム配布	丙	丙	
ホール警備	丙	丙	
賠償責任保険、傷害保険の付保	丙	丙	来場者、出演者、スタッフ対象
写真撮影	甲/丙	甲	
収録・CD 制作	甲/丙	甲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非売品 CD、記録用動画制作</li> <li>・ 著作権は甲に帰属</li> <li>・ 放送媒体へ提供の可能性あり (動画は除く)</li> </ul>

甲：公益財団法人日本音楽財団

乙：公益社団法人全国公立文化施設協会

丙：公演実施施設

## 別紙2

### 『日本音楽財団・全国公立文化施設協会共同事業ストラディヴァリウス・コンサート』 公演実施に関する契約書

公益財団法人日本音楽財団（以下「甲」という。）、公益社団法人全国公立文化施設協会（以下「乙」という。）、**（公演実施団体）**（以下「丙」という。）は、 年 月 日に**（公演実施施設）** で実施する公演の業務と経費の分担等に関し、次のとおり契約を締結する。

#### 第1条（公演名）

日本音楽財団・全国公立文化施設協会共同事業  
ストラディヴァリウス・コンサート

**（演奏者名）** ヴァイオリン・リサイタル

#### 第2条（公演日時、場所）

年 月 日（ ） 時開演

**（公演実施施設）（ホール名）（キャパシティ）**

**（公演実施施設住所）**

#### 第3条（主催・助成）

主催：公益財団法人日本音楽財団

公益社団法人全国公立文化施設協会

**（公演実施団体）**

助成：公益財団法人日本財団

#### 第4条（出演者）

**（演奏者名）（貸与楽器名）**

**（伴奏者名）**（ピアノ）

2 前項の出演者は、やむを得ない事情により変更となる場合がある。

#### 第5条（構成及び曲目）

甲、乙、丙の協議により決定する。

#### 第6条（業務及び経費負担）

甲、乙、丙の業務分担及び経費負担の詳細は別表のとおりとする。

#### 第7条（入場料収入）

- （1）丙は、本公演の入場料収入の内訳について甲の承認を得た上で、その入場料全額を丙の収入とする。
- （2）乙の事業視察にかかる経費については、丙と協議の上、入場料収入を充当する。
- （3）丙の収入が経費を上回った場合、丙は、甲、乙と協議の上、上回った額を丙の地域の公益目的事業に充当する。
- （4）丙の収入が経費を下回った場合、丙の負担とする。

#### 第8条（広報宣伝）

丙が本公演の広報宣伝物を作成しようとする場合、その内容について事前に甲及び乙の承認を受けなければならない。

#### 第9条（関係者用招待席）

丙は、甲と乙に関係者用の招待席としてそれぞれ4席確保する。

#### 第10条（解約）

甲、乙、丙は、以下の各号のいずれかに該当する事態が生じた時に、本契約を直ちに解除することができる。

- （1）本契約に違反したとき。
- （2）自ら又はその役員・従業員等が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当したとき。

#### 第11条（不可抗力）

- （1）本公演の内容に変更が生じたときは、甲、乙、丙は各々に対し速やかに通知するものとし、第6条に定めた「業務及び経費負担」に基づき、変更による影響を最小限にとどめるように努力するものとする。
- （2）本公演が不可抗力（地震、火災、風災害、雪害、戦争、クーデター、ゼネスト、法定伝染病の法適用区域になったための禁足又は隔離等及び著しい利用交通機関の遅

延) によって履行できなくなったときは、甲、乙、丙協議の上、契約を変更、延長、又は中止することができる。この場合、甲、乙、丙はそれぞれが被った損害について各自が負担し、他者には損害の賠償を請求しないものとする。また、損害補填のための保険契約については、それぞれの判断により行うものとする。

#### 第12条 (その他)

本契約書に定めのない事項が生じた際、又は、本契約書の各項の解釈につき疑義が生じた時は、甲、乙、丙は誠意をもって協議の上解決するものとする。

上記の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印の上、各々1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都港区赤坂1-2-2  
公益財団法人日本音楽財団  
会 長 海老沢 勝二

乙 東京都中央区銀座2-10-18  
公益社団法人全国公立文化施設協会  
会 長 野村 萬斎

丙

第6条別表

業務・経費内容	業務	経費	備考
出演者の旅費（滞在費、食費含）	甲	甲	
出演者への謝金	甲	甲	
出演者への旅行保険の付保	甲	甲	
楽器保険の付保	甲	甲	
日本音楽著作権協会への申請と使用料	丙	甲	
事業チラシの制作	乙	丙	A4 両面
乙担当職員の旅費（滞在費、日当含）	乙	丙	第7条参照
公演チラシ・プログラム冊子制作	丙	丙	曲目解説費用を含む
広報	乙/丙	丙	
入場券作成・販売	丙	丙	第7条参照
ホール手配	丙	丙	
ホール付帯設備（ピアノ含む）	丙	丙	
ピアノ調律	丙	甲	
譜めくり	丙	甲	
舞台（舞台監督含む）、音響、照明	丙	丙	
ホール案内	丙	丙	
プログラム配布	丙	丙	
ホール警備	丙	丙	
賠償責任保険、傷害保険の付保	丙	丙	来場者、出演者、スタッフ対象
写真撮影	甲/丙	甲	
収録・CD制作	甲/丙	甲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非売品 CD、記録用動画制作</li> <li>・著作権は甲に帰属</li> <li>・放送媒体へ提供の可能性あり (動画は除く)</li> </ul>